

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定のポイント

（平成17年3月31日
各府省統計主管課長等会議申合せ
改正 平成19年5月30日）

改定の背景等

本ガイドラインは、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）を踏まえ、統計の正確性・信頼性の確保等を前提に民間委託を一層推進する観点から、統計調査業務の民間開放の手法と環境整備に係る措置を新たに定め、民間委託の推進対象業務の範囲の拡大、各府省が講ずべき措置の充実を図ったもの

各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託に取り組むもの

民間委託の推進対象業務の範囲等

民間委託の実績を踏まえた民間委託の推進対象業務の範囲の拡大と要件の見直し

民間委託の推進対象業務の範囲

統計調査に係る業務の中で国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務（実査における調査票配布・収集、審査における書類審査、データ入力等）

過去に実績があり、かつ、民間委託の推進を図ることが適当な業務を新たに追加

〔実査（苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録）、分析・加工（資料・データ収集における公開情報収集）、公表・提供（電磁的記録提供）〕

調査員調査方式による指定統計調査の実査を推進対象業務に追加

民間委託の推進対象業務の要件

民間委託の推進対象業務に関し、次の場合に民間委託に適合

- ・ 効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合
- ・ 統計の作成に関し、事業規模や迅速性及び継続性の観点から支障を来さない場合
- ・ 高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合

なお、必要に応じて試験調査結果等を踏まえて適用の可否を判断

統計調査の民間開放の手法と環境整備（新規）

統計調査の民間開放の手法

国直轄の統計調査

公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託を行うことにより民間開放

法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査

民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位での民間開放 等

公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方

公共サービス改革法の主旨を踏まえ、国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合、同法を積極的に活用

法定受託事務の民間開放に係る環境整備

関係政省令、要綱等の改正

民間開放を行う際の「基準・条件」の提示

- ・ 入札参加資格に関する事項
- ・ 業務遂行能力に対するの評価に関する事項
- ・ 業務の実施において確保されるべき水準に関する事項
- ・ 契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項
- ・ 受託事業者に対する監督・モニタリング方法に関する事項

地方公共団体との連携

報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置として新たに追加した事項

報告者の信頼の確保を図る観点から講ずべき措置

委託先に講じさせるべき秘密保護の徹底

- ・ 調査員から不正利用の禁止を含めた秘密保持に関する誓約書の徴集
- ・ 再委託先に対する秘密保護の徹底

委託業務の内容、実施時期等を考慮した複数年にわたる契約の導入(努力規定)

統計調査の適正な実施の確保を図る観点から講ずべき措置

委託先の適切な選定

- ・ 総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法の積極的活用

業務の実施において確保されるべき質の設定

- ・ 実査を委託する場合、達成すべき回収率の設定とともに、調査票の記入状況の質を加味した指標や実査の質を評価する指標を必要に応じ設定

業務の実施状況の適切な確認

- ・ 調査員調査方式による統計調査については、受託事業者の業務管理体制、調査員への指導状況等を中心に確認
- ・ 委託先における業務の実施に関する内部方針や手続の作成